

少年法年齢引き下げ議論

自民特命委「18歳選挙権」受け

自民党は14日、現在20歳の成人年齢と少年法の適用年齢を引き下げる是非について、特命委員会を立ち上げて議論を始めた。選挙権年齢を18歳に引き下げることを受けた課題で、成人年齢引き下げに理解を示す声は多いが、少年法の年齢引き下げには慎重論がある。見直しは社会的な影響も大きく、議論の方向性は見えない。

国会中に方向性

「個人の価値観や色々な切り口など、党内でも多くの議論がある。冷静で前向きな意見をお願いしたい」。稲田朋美政調会長がこうあいさつして、「成年年齢に関する特命委員会」(委員長＝今津寛衆院議員)の初会合は始まった。

国会会で成立する見通しの公選法改正案の付則には民法や少年法などの法律について検討し、「必要な法制上の措置を講ずる」と明記している。関連法は19あるが、特命委は民法と少年法の二つをまずは集中的に議論し、今国会中に方向性を出す方針だ。

会合では、今津氏が「国の将来を決める権利を18歳から持つようになる。しかし、果たす義務の方は一体どうなるのか」と主張。別の出席議員から少年法について「(適用年齢を18歳未満に)引き下げるのは当然だ」といった声も出た。

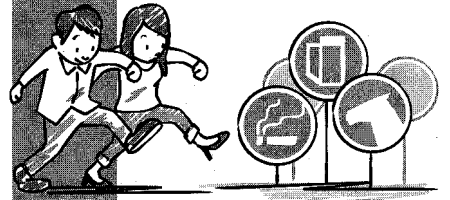
少年法の適用年齢引き下

慎重派「矯正が目的」

慎重意見も強い。元法相の谷垣禎一幹事長は14日の記者会見で「個人の意見」とした上で、「少年の場合、人格の形成途上ということから特別に意味がある」と述べ、現行制度の意義を強調。少年法を厳格化するには犯罪抑止につながるかどうかも論点となるが、谷垣氏は「少年犯罪が特別に凶悪化している」と

民法で成人年齢が変わると、自動的に変更
馬券の購入可能年齢(競馬法)
未成年者誘拐の適用年齢(刑法)
医師になれる年齢(医師法)

少年法の年齢が変わると、個別の法改正で変更
受刑者を外国に引き渡す年齢(国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律)
保護観察の期間(更生保護法)



各国が定める年齢制限	たばこ	飲酒	刑事手続きで「非少年」	成人	選挙権
日本	20	20	20	20	20歳
米国	18	21	18	18	18
英国	18	18	18	18	18
ドイツ	18	16	原則18	18	18
フランス	18	16	18	18	18
韓国	19	19	20	20	19

日本の選挙権は来夏の参院選時にも「18歳」に。ドイツとフランスで16歳から飲酒できるのはビールとワイン

か、特別に数が増えているという状況にはない」と慎重な姿勢を示した。

少年法の適用年齢引き下げには、連立を組む公明党内でも反対意見が多い。同党では本格的な議論は始まっていないが、北側一雄副代表は先月、記者団に「少年の将来の矯正可能性を考慮して家裁を中心に審査している。これは少年法の大事な目的だ」と指摘。同党内には「少年法の趣旨を踏まえるべきだ」と法改正には否定的な意見が多い。

一方、自民の特命委では、20歳未満の飲酒や喫煙を禁じている未成年者飲酒・喫煙禁止法については、年齢引き下げの対象にしない方向。仮に民法の成人年齢や少年法の適用年齢が引き下げられても、「飲酒・喫煙は20歳から」は当面変わらない見通しだ。(相原亮)